

答 申

1 審査会の結論

長崎県教育委員会教育長が「平成15年度分 島原市教育委員会におけるセクハラ問題・特殊学級の問題についての報告書類」について、平成16年4月13日付けで行った部分開示決定は、別表1のとおり見直すべきである。

2 不服申立て（審査請求）に至る経過

(1) 審査請求人は、平成16年3月31日付けで、長崎県情報公開条例（平成13年長崎県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、長崎県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「平成15年度分 島原市教育委員会におけるセクハラ問題・特殊学級の問題についての報告書類」の開示を請求（以下「本件開示請求」という。）した。

(2) 実施機関は、平成16年4月13日付けで、審査請求人に対し、次のような理由に該当する部分を不開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を通知した。

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものが記載されているため

開示することにより、事務又は事業に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれ、当該事務又は事業の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

(3) 審査請求人は、平成16年4月27日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立て（以下「本件不服申立て」という。）を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求の趣旨は、「本件処分を取消し、更なる開示を求める。」というもので

あり、審査請求人の主張を審査請求書、意見書により要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 被害を受けた児童、保護者の訴えのすべてが消され、校長の一方的な見解のみの開示は、公平さに欠けるのではないか。
- (2) 学校名、校長名等は、新聞で公開されているのに、何故、隠す必要があるのか。
- (3) 保護者の訴えが県に正確に報告されているのかどうか疑わしい。学校の報告を鵜呑みにせず、他県において行われているように、県教育委員会として事実調査を行い、問題があるときには厳正に対処すべきである。
- (4) 公開された「校長所見」の中には、8カ所にわたって事実と相違することや都合のよいような解釈がされたりしているところがある。このようなものを受けて教育委員会がどう調査し、どう判断したかが明らかにされることが大切である。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張を理由説明書により要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 本件開示請求に係る公文書について

実施機関は、平成15年度に島原市教育委員会（以下「島原市教委」という。）から報告のあった書類のうち、「児童がセクハラを担任から受けたと保護者が訴えていること」、「特殊学級」に関する次の公文書を本件開示請求に対する公文書（以下「本件公文書」という。）と特定した。

平成15年	4月10日付け	小学校教職員の事故報告について
平成15年	4月24日付け	小学校教職員の事故報告について
平成15年	11月28日付け	島原教育事務所からの報告書
平成16年	2月14日付け	島原教育事務所からの報告書
平成16年	3月3日付け	島原教育事務所からの報告書
島原市立		小学校特殊学級の件について

(2) 条例第7条第1号該当性について

本件公文書のうち不開示とした部分には、

「氏名」、「月日」、「学校名」、「所属学年学級」、「文書番号」、「生年月日」、「年齢（児童）」、「校務分掌」、「勤務歴」、「担当学年」、「個人の私的な行動

や発言及び個人の意向、反応、判断、感想、憶測などの個人の意見」、「出席簿」、「時間割」等

の情報が記載されている。

個人名は、明らかに特定の個人が識別されるものであり、個人名を除く情報についても他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得る情報である。

このようなことから、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものが記載されており、条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書に該当しない。

(3) 条例第7条第5号該当性について

本件公文書のうち不開示とした部分には、

「島原市教委による児童・教諭・保護者からの聴取内容」、「島原市教委の行政管理運営上の情報」、「学校による児童・教諭・保護者からの聴取内容」、「学校の学校管理運営上の情報」、「個人に関する評価」等

の情報が記載されている。

これらが仮に公開されることになれば、実施機関への報告の内容が簡素化、抽象化されたり、公正かつ的確な調査が困難となり、学校や関係教師に対する指導等当該事務事業の円滑な執行に支障を来すおそれがある。

また、教師と児童及び教師と保護者の信頼関係を損ない、学習指導や生徒指導等日常の円滑な教育活動に支障を来すおそれがある。

特に、子供の精神的な苦痛からの立ち直りを妨げない配慮が必要であって、学校名や学校が特定される情報が公開されることになれば、子供の立ち直りを妨げるおそれもある。

このようなことから、これらの情報には、開示することにより、学校の教育活動の公正かつ適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがある情報又は開示することにより当該事務事業に関する関係者との信頼関係若しくは協力関係が著しく損なわれ、その円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがある情報が含まれており、条例第7条第5号に該当する。

5 審査会の判断理由

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよ

うに判断する。

なお、前記3(1)(2)については、以下の(4)(5)に述べるとおりであり、前記3(3)(4)については、本件処分の妥当性の検討に影響を及ぼすとは認められないので、判断しない。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、実施機関が説明するように、平成15年度に島原市教委から実施機関に提出された報告書のうち、児童がセクハラとされる行為を担任教諭から受けたと保護者が訴えていること、特殊学級に関することが記載されている文書に関するものであると認められる。

(2) 本件不服申立てについて

本件不服申立ての対象は、不開示とされた下記の情報についてであると認められる。

児童がセクハラとされる行為を児童の担任教諭（以下「当該教諭」という。）から受けたと保護者が訴えていること（以下「当該事案」という。）に関する文書の不開示部分

ア 文書番号、文書発出月日及び文書受付月日

イ 小学校の校名、校長の公印及び時間割などの小学校を特定又は類推することができる記載

ウ 小学校の校長、教頭、当該教諭やその他の教諭、児童、保護者、PTA役員、新聞記者、官公署担当者の氏名、住所、電話番号、性別、職業（職場）、年齢及び教諭の経歴に係る記載

エ 学年と組及び学年と組を特定又は類推することができる記載

オ 小学校における教諭の校務分掌、島原市教委の担当者の役職、PTA役員のPTAにおける役職、新聞記者が属する新聞社の社名及び支局の名称

カ 小学校が種々の取り組みや対応を行った日時、時期、行事の名称

キ 「保護者から電話があった」、「保護者が小学校を訪れた」、「小学校や島原市教委の担当者が家庭訪問した」、「聴き取り調査を行った」等という事実

ク 小学校の校長、島原市教委による当該教諭やその他の教諭への指導や指示の内容

ケ 学校側が保護者に個別に回答した内容

- コ 当該事案への対応のために行った教員配置や今後の対応方針
- サ 小学校、島原市教委の担当者等による事情聴取や面談、電話による協議における児童や保護者の発言、保護者からの私信、保護者が質問事項をまとめたメモ
- シ 小学校の校長、島原市教委の担当者等が当該教諭から事情聴取した内容
- ス 小学校の校長、島原市教委の担当者等がその他の教諭から事情聴取したり、報告を受けた内容
- セ 島原市教委と小学校の間で情報伝達した内容
- ソ 当該教諭や児童、保護者、新聞記者、島原警察署の担当者、PTA役員の言動や認識に対する学校側の認識や評価
- タ PTA役員会の内容、PTA役員の発言
- チ 新聞記者と校長らの面談や電話によるやりとりの内容
- ツ 保護者から訴えられているセクハラとされる行為等に関する小学校の調査の内容
- テ 保護者から訴えられているセクハラとされる行為等に関する島原市教委の調査の内容
- ト 小学校の調査の結果に基づき島原市教委が検証した内容
- ナ 保護者会における発言、保護者会の経過
- ニ 中央児童相談所や島原警察署による調査の内容
- ヌ 校長所見のうち、児童や保護者からの訴えを小学校の調査の結果に基づき検証した内容
- ネ 校長所見のうち、小学校の調査の結果に基づく学校側の認識や対応
- ノ 調査方法に対する校長の見解
- ハ 当該教諭が提出した供述書
- ヒ 児童の欠席の状況や出席簿
特殊学級に関する文書の不開示部分
- ア 文書発出月日及び文書受付月日
- イ 小学校の校名、校長の公印及び行事の名称など小学校を特定又は類推することができる記載
- ウ 小学校が種々の取り組みや対応を行った日時、時期
- エ 児童、保護者及び教諭の氏名
- オ 児童が属する学年、学級の名称、児童の入学後の経過
- カ 特殊学級の運営に関する陳情の内容、保護者から事情聴取した内容

- キ 小学校や島原市教委の調査の内容
- ク これまでの交流給食の経緯、交流給食における特殊学級の児童の様子
- ケ 出席簿

(3) 答申にあたっての審査会の基本的な考え方と教育上の配慮について

学校に対する保護者の苦情や意見については、保護者の苦情等の内容とそれに対する学校側の説明の双方が開示されることにより、学校側の説明責任が果たされるものである。しかし、条例が定める開示請求制度は、何人に対しても請求の目的を問わず、開示請求を認める制度であることから、開示の妥当性を判断するにあたっては、特定の保護者に対する学校側の説明責任の履行という観点のみならず、第三者にも開示される可能性を考慮せざるを得ない。

なお、当審査会では、条例が定める不開示情報に該当するかどうかを判断するにあたっては、本件公文書が発育途上にある小学校の児童に関するものであること、教諭によるセクハラとされる行為などに関するものであることから、児童に対する教育上の配慮を念頭におき、慎重に検討を重ねた。

(4) 条例第7条第1号該当性について

条例第7条第1号本文は、開示請求に係る公文書に、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある情報（以下「個人情報」という。）が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないと規定している。但し、同条同号ただし書は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職名及び当該職務遂行の内容に係る部分については、個人情報であっても、開示するものと規定している。

児童がセクハラとされる行為を児童の担任教諭から受けたと保護者が訴えていることに関する文書の不開示部分

ア 文書番号、文書発出月日及び文書受付月日

これらだけでは、特定の児童や保護者、教諭を識別することはできず、さらに、容易に取得しうる他の情報と照合しても、特定の児童等を識別す

ることはできないので、条例第7条第1号本文に該当しない。

イ 小学校の校名、校長の公印及び時間割などの小学校を特定又は類推することができる記載

これらだけでは、特定の児童や保護者、教諭を識別することはできず、さらに、容易に取得しうる他の情報と照合しても、特定の児童等を識別することはできない。

また、比較的狭小な地域社会においては、地域住民が特に保有している他の情報とこれらの情報を組み合わせた場合、児童がセクハラとされる行為や不適切とされる職務行為を受けたことについて新たな情報を得ることはないとは言い切れないが、こうした地域住民は、すでにこのことに関する情報を相当程度に有しているものと考えられるとともに、以下の答申の中で述べるように、児童等の権利利益を害するおそれがある部分が不開示にされると、学校名等が開示されても、あらたに児童等の権利利益を害するおそれがあるとまでは認められない。

これらのことから条例第7条第1号本文に該当しない。

ウ 小学校の校長、教頭、当該教諭やその他の教諭、児童、保護者、PTA役員、新聞記者、官公署担当者の氏名、住所、電話番号、性別、職業（職場）、年齢及び教諭の経歴に係る記載

これらのうち、氏名、住所、電話番号、職業（職場）、年齢及び教諭の経歴に係る記載は、個人に関する情報であって、特定の校長、教諭、児童等を識別することができる情報又は容易に取得しうる他の情報と照合することにより当該教諭を識別することができる情報であり、条例第7条第1号本文に該当する。

このうち、校長、教頭、当該教諭（時間割に記載されている部分に限る。）、その他の教諭、島原市教委の教育長や担当者の氏名は、長崎県教職員録や人事異動に関する新聞報道などにより、公にすることが慣行とされており、同条同号ただし書に該当する。

しかし、時間割に記載されている部分以外の当該教諭の氏名は、本件公文書の中に、セクハラとされる行為と関連して記載されているものがあり、事実関係に争いもあることから、公にされると、当該教諭の権利利益を害するおそれがあると認められ、慣行上公にされ、又は公にすることが予定されているとは言えず、同条同号ただし書に該当しない。

さらに、平成17年8月4日の「情報公開に関する公務員の氏名・不服

申立て事案の事務処理に関する処理方針」(各府省申合せ等)等により、国の各行政機関においては、特段の支障が生じるおそれがある場合を除き、職務遂行に係る公務員の氏名は開示することとされており、そのことを行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第1号ただし書で規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」と位置づけている。本件開示請求は、平成16年3月31日に行われており、その時点では、国の方針は示されていないため、開示決定にあたって、長崎地方法務局島原支局担当者の氏名を不開示としたことは妥当といえるが、不服申立てに係る部分開示決定の見直しにあたっては、上記方針を尊重すべきである。

また、島原警察署の担当者の氏名については、長崎県警察本部における「氏名が慣行として公にされている」職員の範囲が警部又は同相当職以上であるので、調査したところ、島原警察署の担当者が当該小学校を訪問した際の担当者の職名が「警部補」であることが認められた。従って、当該担当者の氏名は、同条同号ただし書に該当しない。

次に、児童の性別は、個人に関する情報ではあるが、これだけでは、特定の児童を識別することはできず、さらに、容易に取得しうる他の情報と照合しても、特定の児童を識別することはできない。さらに、比較的狭小な地域社会においても、児童が特定されるとは考えにくく、特定の児童の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。従って、児童の性別は、同条同号本文に該当しない。

エ 学年と組及び学年と組を特定又は類推することができる記載

これらだけでは、特定の児童や保護者、教諭を識別することはできないが、容易に取得しうる他の情報と照合すれば、当該教諭を識別することができる情報であり、条例第7条第1号本文に該当するが、当該教諭を識別することができる情報は、前記ウと同様に、同条同号ただし書に該当しない。

オ 小学校における教諭の校務分掌、島原市教委の担当者の役職、PTA役員のPTAにおける役職、新聞記者が属する新聞社の社名及び支局の名称

これらのうち、小学校における教諭の校務分掌、島原市教委の担当者の役職は、これらだけでは特定の教諭や島原市教委の担当者を識別することはできないが、容易に取得しうる他の情報と照合すれば、特定の教諭等を識別することができる情報であり、条例第7条第1号本文に該当する。し

かし、それらの情報は、教諭や島原市教委の担当者の職務遂行の内容であり、同条同号ただし書に該当する。

他方、これらのうち、PTA 役員の P T A における役職は、これだけでは特定の P T A 役員を識別することはできないが、容易に取得しうる他の情報と照合すれば、特定の P T A 役員を識別することができる情報であり、同条同号本文に該当する。

さらに、これらのうち、新聞記者が属する新聞社の社名は、これだけでは特定の新聞記者を識別することはできず、また、容易に取得しうる他の情報と照合しても、特定の新聞記者を識別することはできない情報であり、同条同号本文に該当しない。しかし、新聞社の支局の名称は、新聞社の社名とともに公にされれば、容易に取得しうる他の情報と照合することにより、特定の新聞記者を識別することができる情報であり、同条同号本文に該当する。

カ 小学校が種々の取り組みや対応を行った日時、時期、行事の名称

これらだけでは、特定の児童や保護者、教諭を識別することはできず、また、容易に取得しうる他の情報と照合しても特定の児童等を識別することはできない情報であり、条例第 7 条第 1 号本文に該当しない。

キ 「保護者から電話があった」、「保護者が小学校を訪れた」、「小学校や島原市教委の担当者が家庭訪問した」、「聴き取り調査を行った」等という事実

これらは、児童の氏名など特定の児童や保護者、教諭を識別することができる部分を不開示とし、特定の児童等を識別することができないようにすれば、そのほかの部分は、「電話をした」「学校を訪れた」等という事実が記載されているにすぎず、特定の児童等の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第 7 条第 1 号本文に該当しない。

ク 小学校の校長、島原市教委による当該教諭やその他の教諭への指導や指示の内容

これらのうち、当該教諭の人格に関するものは、当該教諭を識別することができる部分を不開示としても、公にされると、当該教諭の権利利益を害するおそれがあると認められるので、条例第 7 条第 1 号本文に該当する。なお、これらは、当該教諭の職務遂行に係る情報ではあるが、個人的な趣味や嗜好に関わる指導内容であって、職務遂行の内容とは認められず、同条同号ただし書に該当しない。

なお、このほかの当該教諭やその他の教諭への指導等の内容は、教師として一般的なものや当該事案に適切に対応するための学校内の指示の内容であり、特定の教諭や児童を識別することができる部分を不開示とすれば、公にされても、特定の教諭等の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、同条同号本文に該当しない。

ケ 学校側が保護者に個別に回答した内容

これらのうち、セクハラとされる行為や当該教諭の内心に関するものは、児童の氏名など特定の児童や保護者、当該教諭を識別することができる部分を不開示とし、特定の児童等を識別することができないようにしても、事実関係について争いもあり、公にされると特定の児童等の権利利益を害するおそれがあるとは認められ、条例第7条第1号本文に該当する。そのうち、セクハラとされる行為に係る当該教諭に関する情報は、当該教諭の職務遂行に係る情報ではあるが、職務遂行の内容とは認められず、同条同号ただし書に該当しない。

しかし、当該教諭のセクハラとされる行為以外の職務行為（以下「当該教諭の職務行為」という。）や学校側の当該事案への対応に関するもの、セクハラとされる行為などの内容が具体的に記述されていないものは、特定の児童等を識別することができないようにすれば、公にされても、特定の児童や保護者の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、また、一般的に、教諭の職務行為の内容に関する児童や保護者の苦情や意見は、公教育の担い手の教諭として甘受せざるを得ず、当該教諭の職務行為に関する質問に対する回答が公にされても、当該教諭の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、同条同号本文に該当しない。

コ 当該事案への対応のために行った教員配置や今後の対応方針

これらは、特定の児童や当該教諭を識別することができる部分を不開示とし、特定の児童等を識別することができないようにすれば、特定の児童等の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第7条第1号本文に該当しない。

サ 小学校、島原市教委の担当者等による事情聴取や面談、電話による協議における児童や保護者の発言、保護者からの私信、保護者が質問事項をまとめたメモ

これらのうち、セクハラとされる行為に関する児童や保護者の苦情や意見は、児童の氏名など特定の児童や保護者、当該教諭を識別することがで

きる部分を不開示とし、特定の児童等を識別することができないようにした場合でも、事実関係について争いもあり、公にされると、特定の児童等の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第1号本文に該当する。そのうち、セクハラとされる行為に関する当該教諭に係る情報は、当該教諭の職務遂行に係る情報ではあるが、職務遂行の内容とは認められず、同条同号ただし書に該当しない。

また、児童や保護者の内心、内心が表れている言動、私信、保護者が質問事項をまとめたメモは、特定の児童等を識別することができないようにした場合でも、公にされると、特定の児童等の権利利益を害するおそれがあると認められ、同条同号本文に該当する。

しかし、当該教諭の職務行為や学校側の当該事案への対応に関する保護者や児童の苦情等、セクハラとされる行為などの内容が具体的に記述されていないものは、特定の児童等を識別することができないようにすれば、公にされても、特定の児童や保護者の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、また、一般的に、教諭の職務行為の内容に関する児童や保護者の苦情等は、公教育の担い手の教諭として甘受せざるを得ず、これらが公にされても、当該教諭の権利利益を害するおそれがあるとまでは認められず、同条同号本文に該当しない。

また、保護者の発言内容などを記載している部分を示す文書の整理番号は、公にされても、特定の児童等の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、同条同号本文に該当しない。

シ 小学校の校長、島原市教委の担当者等が当該教諭から事情聴取した内容

これらのうち、セクハラとされる行為や当該教諭の内心、特定の児童の言動や様子に関するものは、児童の氏名など特定の児童や当該教諭を識別することができる部分を不開示とし、特定の児童等を識別することができないようにした場合でも、事実関係について争いもあり、公にされると、特定の児童や保護者、当該教諭の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第1号本文に該当する。そのうち、セクハラとされる行為に関する当該教諭に係る情報は、当該教諭の職務遂行に係る情報であるが、職務遂行の内容とは認められず、同条同号ただし書に該当しない。

しかし、このほかは、当該教諭の職務行為に関するもの、セクハラとされる行為などの内容が具体的に記述されていないもの、事情聴取の趣旨の説明であって、特定の児童等を識別することができないようにすれば、公

にされても、特定の児童や保護者の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、また、一般的に、教諭の職務行為の内容に関する児童や保護者の苦情や意見は、公教育の担い手の教諭として甘受せざるを得ず、当該教諭の職務行為に関する当該教諭への事情聴取の内容等が公にされても、当該教諭の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、同条同号本文に該当しない。

ス 小学校の校長、島原市教委の担当者等がその他の教諭から事情聴取したり、報告を受けた内容

これらのうち、セクハラとされる行為や特定の児童や保護者の言動や様子に関するものは、児童の氏名など特定の児童や保護者、当該教諭や事情聴取を受けたり、報告したその他の教諭を識別することができる部分を不開示とし、特定の児童等を識別することができないようにした場合でも、事実関係について争いもあり、公にされると、特定の児童や保護者、当該教諭の権利利益を害するおそれがあるとは認められ、条例第7条第1号本文に該当する。そのうち、セクハラとされる行為に関する当該教諭に係る情報は、当該教諭の職務遂行に係る情報であるが、職務遂行の内容とは認められず、同条同号ただし書に該当しない。

しかし、このほかのうち、当該教諭の職務行為に関するものは、特定の児童等を識別することができないようにすれば、公にされても、特定の児童や保護者の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、また、一般的に、教諭の職務行為の内容に関する児童等の苦情や意見は、公教育の担い手の教諭として甘受せざるを得ず、当該教諭の職務行為に関するその他の教諭への事情聴取の内容が公にされても、当該教諭やその他の教諭の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、同条同号本文に該当しない。

また、教諭による保護者の間のうわさに関する報告やセクハラとされる行為などの内容が具体的に記述されていないものは、当該教諭を識別することができないようにすれば、特定の児童や保護者、当該教諭の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、同条同号本文に該当しない。

セ 島原市教委と小学校の間で情報伝達した内容

これらは、教諭の氏名を不開示とし、当該教諭を識別することができないようにすると、そのほかはすでに他の部分で開示された内容であり、新たに特定の児童や保護者、当該教諭の権利利益を害するおそれがあるとは

認められず、条例第7条第1号本文に該当しない。

ソ 当該教諭や児童、保護者、新聞記者、島原警察署の担当者、PTA役員の言動や認識に対する学校側の認識や評価

これらは、児童の氏名など特定の児童等を識別することができる部分を不開示とし、特定の児童等を識別することができないようにしても、学校側の一方的なものであって、公にされると、特定の児童等の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第1号本文に該当する。このうち、当該教諭や島原警察署の担当者に対する認識は、当該教諭や島原警察署の担当者の職務遂行に係る情報ではあるが、職務遂行の内容とは認められず、同条同号ただし書に該当しない。

タ PTA役員会の内容、PTA役員の発言

PTA役員会におけるPTA役員の発言のうち、保護者の苦情や意見に関するものは、児童の氏名など特定の児童や保護者、当該教諭を識別することができる部分を不開示とし、特定の児童等を識別することができないようにしても、特定の児童や保護者、当該教諭、発言したPTA役員の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第1号本文に該当する。

しかし、それ以外のPTA役員の発言は、PTAの当該事案への対応の経過を述べたもので、PTA役員として一般的に予想される発言であるので、特定の保護者を識別することができないようにすれば、公にされても、特定の保護者及び発言したPTA役員の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、同条同号本文に該当しない。

さらに、PTA役員会における校長の発言の内容は、特定の個人の発言の内容であり、同条同号本文に該当するが、校長の職務遂行の内容であるので、同条同号ただし書に該当する。なお、この発言の内容は、校長として一般的なものであり、公にされても、特定の児童等の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

なお、PTA役員会の内容のそのほかは、PTA役員会が開催された経緯、PTA役員会の経過であり、特定の児童や保護者を識別することができないようにすれば、特定の児童や保護者の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、同条同号本文に該当しない。

また、PTA役員会以外におけるPTA役員の発言のうち、保護者の苦情等に関するものは、保護者の氏名など特定の保護者、PTA役員を識別

することができる部分を不開示とし、特定の保護者等を識別することができないようにしても、公にされると、特定の保護者等の権利利益を害するおそれがあると認められ、同条同号本文に該当するが、そのほかは、当該事案に対するPTAの対応の経過であり、公にされても、特定の保護者等の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、同条同号本文に該当しない。

チ 新聞記者と校長らの面談や電話によるやりとりの内容

これらは、セクハラとされる行為やそれに関する児童や保護者の苦情や意見及びそれに対する評価、児童の様子、当該教諭の内心、新聞記者のこの問題に関する感想であり、児童の氏名など特定の児童や保護者、当該教諭、新聞記者を識別することができる部分を不開示とし、特定の児童等を識別することができないようにした場合でも、事実関係について争いもあり、公にされると、特定の児童等の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第1号本文に該当する。このうち、セクハラとされる行為に関する当該教諭に係る情報は、当該教諭の職務遂行に係る情報ではあるが、職務遂行の内容とは認められず、同条同号ただし書に該当しない。

ツ 保護者から訴えられているセクハラとされる行為等に関する小学校の調査の内容

これらのうち、セクハラとされる行為に関する児童や保護者の苦情や意見について調査した内容は、児童の氏名など特定の児童や当該教諭を識別することができる部分を不開示とし、特定の児童等を識別することができないようにした場合でも、事実関係について争いもあり、公にされると、特定の児童や保護者、当該教諭の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第1号本文に該当する。そのうち、セクハラとされる行為に係る当該教諭に関する情報は、当該教諭の職務遂行に係る情報ではあるが、職務遂行の内容とは認められず、同条同号ただし書に該当しない。

また、当該教諭の身体的特徴は、当該教諭を識別することができないようにしても、公にされると、当該教諭の権利利益を害するおそれがあると認められ、同条同号本文に該当し、同条同号ただし書に該当しない。

さらに、当該教諭の当該事案に関係のない私的な行動に係るものは、保護者の氏名など特定の保護者や当該教諭を識別することができる部分を不開示としても、公にされると、特定の保護者等の権利利益を害するおそれがあると認められ、同条同号本文に該当し、同条同号ただし書に該当しな

い。

しかし、当該教諭の職務行為に関する児童や保護者の苦情等に係るものは、児童の氏名など特定の児童等を識別することができないようにすれば、公にされても、通常では、特定の児童や保護者の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、また、一般的に、教諭の職務行為に関する児童や保護者の苦情等は、公教育の担い手の教諭としては甘受せざるを得ず、それに関する調査の内容が公にされても、当該教諭の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、同条同号本文に該当しない。しかし、当該教諭の職務行為についての苦情等に関する部分のうち、児童や保護者と学校側の認識（以下「双方の認識」という。）の隔たりを具体的に説明している部分は、特定の児童等を識別することができないようにしても、児童や保護者が一方的な訴えをなしたとの印象を与える場合があり、訴えた児童や保護者の権利利益を害するおそれがあるとは認められ、同条同号本文に該当する。

なお、調査した項目に関しては、そのうち、セクハラとされる行為や児童の内心に関するものは、特定の児童等を識別することができないようにしても、公にされると、特定の児童や保護者、当該教諭の権利利益を害するおそれがあるとは認められ、同条同号本文に該当するが、調査した項目のうち、当該教諭の職務行為に関するものやセクハラとされる行為などの内容が具体的に記述されていないものは、公にされても、特定の児童等の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、同条同号本文に該当しない。

このほかは、調査の経過、調査の結果であって、特定の児童や保護者、当該教諭を識別することができないようにすれば、公にされても、特定の児童や保護者、当該教諭の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、同条同号本文に該当しない。

テ 保護者から訴えられているセクハラとされる行為等に関する島原市教委の調査の内容

これらのうち、当該事案への学校側の対応や島原市教委による調査の経過や経緯は、児童の氏名など特定の児童や保護者、当該教諭を識別することができないようにすれば、公にされても、特定の児童等の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第7条第1号本文に該当しない。

また、事情聴取のため質問した内容のうち、セクハラとされる行為に関する保護者の苦情や意見が含まれているものは、事実関係について争いも

あり、児童の氏名など特定の児童等を識別することができないようにしても、公にされると、特定の児童等の権利利益を害するおそれがあると認められ、同条同号本文に該当する。このうち、セクハラとされる行為に係る当該教諭に関する情報は、当該教諭の職務遂行に係る情報ではあるが、職務遂行の内容とは認められず、同条同号ただし書に該当しない。

しかし、事情聴取のため質問した内容のうち、当該教諭の職務行為に関する保護者等の苦情等に係るものやセクハラとされる行為などの内容が具体的に記述されていないものは、特定の児童等を識別することができないようにすれば、公にされても、特定の児童や保護者の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、また、一般的に、教諭の職務行為に関する児童や保護者の苦情等は、公教育の担い手の教諭としては甘受せざるを得ず、これに関する調査の内容が公にされても、当該教諭の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、同条同号本文に該当しない。

なお、調査内容のうち、事情聴取の内容や児童や保護者の発言は、「(4) サ、シ」による。

ト 小学校の調査の結果に基づき島原市教委が検証した内容

これらのうち、セクハラとされる行為に関する児童や保護者の苦情や意見について検証した内容は、児童の氏名など特定の児童や保護者、当該教諭を識別することができる部分を不開示とし、特定の児童等を識別することができないようにした場合でも、事実関係について争いもあり、公にされると、特定の児童等の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第1号本文に該当する。そのうち、セクハラとされる行為に係る当該教諭に関する情報は、当該教諭の職務遂行に係る情報ではあるが、職務遂行の内容とは認められず、同条同号ただし書に該当しない。

また、当該教諭の職務行為に関する児童や保護者の苦情等に係るものは、特定の児童や保護者、当該教諭を識別することができないようにすれば、公にされても、通常では、特定の児童や保護者の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、また、一般的に、教諭の職務行為に関する児童や保護者の苦情等は、公教育の担い手の教諭としては甘受せざるを得ず、これらについて検証した内容が公にされても、当該教諭の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、同条同号本文に該当しない。しかし、これらについて検証した内容のうち、双方の認識の隔たりを具体的に説明している部分は、特定の児童等を識別することができないようにしても、

児童や保護者が一方的な訴えをなしたとの印象を与える場合があり、訴えた児童や保護者の権利利益を害するおそれがあると認められ、同条同号本文に該当する。

ナ 保護者会における発言、保護者会の経過

これらのうち、セクハラとされる行為に関する保護者の苦情や意見は、児童の氏名など特定の児童や保護者、当該教諭を識別することができる部分を不開示とし、特定の児童等を識別することができないようにした場合でも、事実関係について争いもあり、公にされると、特定の児童等の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第1号本文に該当する。そのうち、セクハラとされる行為に係る当該教諭に関する部分は、当該教諭の職務遂行に係る情報ではあるが、職務遂行の内容とは認められず、同条同号ただし書に該当しない。

しかし、このほかの保護者の発言は、学校側の対応などに関するもので、特定の児童等を識別することができないようにすれば、特定の児童等の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、同条同号本文に該当しない。

また、当該教諭の発言の内容は、当該教諭を識別することができないようにすれば、当該教諭の内心に関するものではあっても、他の保護者にも伝達される可能性があることを認識したうえでの発言であると考えられるとともに、要約されていることから、公にされても当該教諭の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、同条同号本文に該当しない。

さらに、校長の発言の内容は、特定の個人の発言の内容であり、同条同号本文に該当するが、校長の職務遂行の内容であるので、同条同号ただし書に該当する。なお、この発言の内容は、校長として一般的なものであり、公にされても、特定の児童等の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

このほかの部分は、保護者会の経過が記載されているものであって、公にされても、特定の児童等の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、同条同号本文に該当しない。

ニ 中央児童相談所や島原警察署による調査の内容

これらのうち、当該教諭の私的な行動や人格、保護者の内心に関する内容は、特定の児童や保護者、当該教諭を識別することができないようにした場合でも、公にされると、特定の保護者や当該教諭の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第1号本文に該当する。このうち、

セクハラとされる行為に係る当該教諭に関する情報は、当該教諭の職務遂行に係る情報であるが、職務遂行の内容とは認められず、同条同号ただし書に該当しない。

しかし、このほかの部分は、セクハラとされる行為の内容が具体的に記述されていないものや調査への小学校の対応に係るものなどであって、特定の児童等を識別することができないようにすれば、公にされても、特定の児童等の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、同条同号本文に該当しない。

ヌ 校長所見のうち、児童や保護者からの訴えを小学校の調査の結果に基づき検証した内容

これらのうち、セクハラとされる行為や当該教諭の学校外の私的な行動に関する児童や保護者の苦情や意見について検証した内容は、児童の氏名など特定の児童や保護者、当該教諭を識別することができる部分を不開示とし、特定の児童等を識別することができないようにした場合でも、事実関係について争いもあり、公にされると、特定の児童等の権利利益を害するおそれがあるとは認められ、条例第7条第1号本文に該当する。そのうち、セクハラとされる行為に係る当該教諭に関する情報は、当該教諭の職務遂行に係る情報ではあるが、職務遂行の内容とは認められず、同条同号ただし書に該当しない。

また、当該教諭の職務行為に関する児童や保護者の苦情等に係るものは、特定の児童等を識別することができないようにすれば、公にされても、通常では、特定の児童や保護者の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、また、一般的に、教諭の職務行為に関する児童や保護者の苦情は、公教育の担い手の教諭としては甘受せざるを得ず、これについて検証した内容が公にされても、当該教諭の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、同条同号本文に該当しない。しかし、これらについて検証した内容のうち、双方の認識の隔たりを具体的に説明している部分は、特定の児童等を識別することができないようにしても、児童や保護者が一方的な訴えをなしたとの印象を与える場合があり、訴えた児童や保護者の権利利益を害するおそれがあるとは認められ、同条同号本文に該当する。

なお、検証した結果が客観的に記載されている部分は、すでに同様の趣旨の部分が他の部分で開示されており、開示すべきである。

ネ 校長所見のうち、小学校の調査の結果に基づく学校側の認識や対応

これは、学校側が謝罪した事実、配慮や指導の事実を述べたものであり、児童の氏名など特定の児童や保護者、当該教諭を識別することができる部分を不開示とし、特定の児童等を識別することができないようにすれば、公にされても、特定の児童等の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第7条第1号本文に該当しない。

ノ 調査方法に対する校長の見解

これは、特定の児童や教諭の氏名を示して、当該事案に関する調査を行った経緯を述べたものであり、児童の氏名など特定の児童や保護者を識別することができる部分を不開示とし、特定の児童等を識別することができないようにすれば、公にされても、特定の児童等の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第7条第1号本文に該当しない。

ハ 当該教諭が提出した供述書

これは、当該教諭の氏名などを不開示とし、当該教諭を識別することができないようにした場合でも、当該教諭の当該事案についての内心が記載されているので、条例第7条第1号本文に該当する。

また、供述書の内容は、保護者からの苦情や意見に対する反省や心情の吐露であって、当該教諭の職務遂行に係る情報ではあるが、職務遂行の内容とは認められず、同条同号ただし書に該当しない。

ヒ 児童の欠席の状況や出席簿

これらは、児童の氏名など特定の児童や教諭を識別することができる部分を不開示とし、特定の児童等を識別することができないようにした場合でも、児童の出席や欠席の状況は、公にされると、児童の病気の経歴などがわかり、特定の児童の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第1号本文に該当し、同条同号ただし書に該当しない。

なお、特定の児童等を識別することができる部分や児童の欠席の状況が不開示とされると、その余の情報だけでは出席簿としての有意性は認められない。

特殊学級に関する文書の不開示部分

ア 文書発出月日及び文書受付月日

これらだけでは、特定の児童や保護者、教諭を識別することはできず、さらに、容易に取得しうる他の情報と照合しても、特定の児童等を識別することはできないので、条例第7条第1号本文に該当しない。

イ 小学校の校名、校長の公印及び行事の名称など小学校を特定又は類推することができる記載

これらだけでは、特定の児童や保護者、教諭を識別することはできず、さらに、容易に取得しうる他の情報と照合しても、特定の児童等を識別することはできない。しかし、長崎県教育委員会刊行の「学級一覧・教育統計」によれば、平成15年度においては、島原市内の公立小学校には、4つの特殊学級があって、10人の児童が在籍するなど、クラスの数と児童数はともに少なく、学校名がわかる情報が公にされると、比較的狭小な地域社会においては、地域住民が特に保有している他の情報と組み合わせた場合、児童が特定され、特定の児童や保護者の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第1号本文に該当する。

ウ 小学校が種々の取り組みや対応を行った日時、時期

これらだけでは、特定の児童や保護者、教諭を識別することはできず、また、容易に取得しうる他の情報と照合しても識別することができない情報であり、条例第7条第1号本文に該当しない。

エ 児童、保護者及び教諭の氏名

これらは、個人に関する情報であって、特定の児童や保護者、教諭を識別することができる情報であり、条例第7条第1号本文に該当する。そのうち、担当教諭やその他の教諭の氏名は、長崎県教職員録や人事異動に関する新聞報道などにより、公にすることが慣行とされており、一般的には同条同号ただし書に該当するが、本件公文書においては、これが公にされると、学校名がわかることになり、ひいては、児童や保護者が特定され、特定の児童や保護者の権利利益を害するおそれがあると認められるので、同条同号ただし書に該当しない。

オ 児童が属する学年、学級の名称、児童の入学後の経過

これらは、これだけでは特定の児童を識別することはできず、また、容易に取得しうる他の情報と照合しても、特定の児童等を識別することはできないが、比較的狭小な地域社会においては、地域住民が特に保有している他の情報と組み合わせた場合、児童が特定され、特定の児童や保護者の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第1号本文に該当する。

カ 特殊学級の運営に関する陳情の内容、保護者から事情聴取した内容

これらのうち、特殊学級の児童の学習や生活の様子、特殊学級の運営に

関する保護者の内心が表れている苦情や意見は、児童の氏名など特定の児童や保護者、特殊学級の担任教諭（以下「担当教諭」という。）を識別することができる部分を不開示とし、特定の児童等を識別することができないようにした場合でも、公にされると、特定の児童や保護者の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第1号本文に該当する。

しかし、このほかの部分は、特殊学級の運営に関する保護者からの苦情等や事実認識であって、特定の児童等を識別することができないようにすれば、公にされても特定の児童や保護者の権利利益を害するとは認められず、また、一般的に、学級運営に関する保護者からの苦情等は、公教育の担い手の教諭として甘受せざるを得ず、これらが公にされても、担当教諭の権利利益を害するおそれがあるとまでは認められず、同条同号本文に該当しない。

キ 小学校や島原市教委の調査の内容

これらのうち、特殊学級における児童の学習や生活の様子、特殊学級の運営に関する保護者の内心が表れている苦情や意見について調査した内容は、児童の氏名など特定の児童や保護者、担当教諭やその他の教諭を識別することができる部分を不開示とし、特定の児童等を識別することができないようにした場合でも、公にされると、特定の児童や保護者の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第1号本文に該当する。

また、特殊学級の運営に関する保護者からの苦情等や事実認識に係るものは、特定の児童等を識別することができないようにすれば、公にされても、通常では、特定の児童や保護者の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、また、一般的に、学級運営に関する保護者からの苦情等は、公教育の担い手の教諭として甘受せざるを得ず、特殊学級の運営に関する苦情等について調査した内容が公にされても、担当教諭の権利利益を害するおそれがあるとまでは認められず、同条同号本文に該当しない。しかし、調査の内容のうち、双方の認識の隔たりを具体的に説明している部分は、特定の児童等を識別することができないようにしても、保護者が一方的な訴えをなしたとの印象を与える場合があり、訴えた保護者の権利利益を害するおそれがあると認められるので、同条同号本文に該当する。

しかし、そのほかの部分は、特殊学級の運営の経過、保護者からの苦情や意見への対応の経過、事情聴取の趣旨、調査の結果であり、特定の児童等を識別することができないようにすれば、公にされても、児童や保護者

の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、同条同号本文に該当しない。

ク これまでの交流給食の経緯、交流給食における特殊学級の児童の様子

これらのうち、特殊学級の児童の身体の状態、特殊学級における児童の学習や生活の様子は、児童の氏名など特定の児童や担当教諭を識別することができる部分を不開示とし、特定の児童等を識別することができないようにした場合でも、公にされると、特定の児童の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第1号本文に該当する。

しかし、その他の部分は、交流給食に関する経緯、交流給食に関する学校側と保護者の見解が要約されたもの、具体的な内容が含まれていない調査項目であり、公にされても、特定の児童の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、同条同号本文に該当しない。

ケ 出席簿

児童の氏名など特定の児童や教諭を識別することができる部分を不開示とし、特定の児童等を識別することができないようにした場合でも、児童の欠席の状況は、公にされると、児童の病気の経歴がわかることとなり、特定の児童の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第1号本文に該当し、同条同号ただし書に該当しない。

なお、特定の個人を識別することができる部分や児童の欠席の状況が不開示とされれば、その余の情報だけでは出席簿としての有意性は認められない。

(5) 条例第7条第5号該当性について

条例第7条第5号は、県の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは不開示とすることができることを規定している。

なお、(4)において、条例第7条第1号本文に該当し、同条同号ただし書に該当しないと判断した部分のうち、条例第7条第5号に該当することを判断するまでもないと考えられる部分（(4) エ、ヒ イ、エ、オ、ケ）については、ここでは、同条同号該当性について述べることは省略する。

児童がセクハラとされる行為を担当教諭から受けたと保護者が訴えていることに関する文書の不開示部分

ア 文書番号、文書発出月日及び文書受付月日

これらは、公にされても、学校運営や教育行政の適切な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例第7条第5号に該当しない。

イ 小学校の校名、校長の公印及び時間割などの小学校を特定又は類推することができる記載

実施機関は、学校名が公にされると、学校運営に支障が生じるおそれがあると説明しており、審査会においても、そのおそれがまったくないとは考えていない。

しかし、条例第7条第5号は、事務又は事業の「適正な」遂行に支障を及ぼす場合を不開示としているが、「適正な遂行に支障を及ぼす」かどうかは、開示による支障の程度と開示による利益の程度を考慮して判断しようというものであって、単に支障が生じているかどうかで判断するものではない。確かに、学校名などが公にされると、この問題のことを全く知らない児童や保護者、地域住民に動揺や疑心暗鬼を生じさせるおそれなどがあることを否定し得ないが、同時に、当該事案に関する公教育機関としての学校側の社会への説明責任の一端が果たされることにもなると認められる。

原則として開示すべきとしている条例の趣旨をふまえて検討すると、学校名などの記載については、学校名などが開示された場合における支障の程度が学校側が説明責任を果たすことによる利益の程度を上回るとまでは認められず、同条同号に該当しない。

ウ 小学校の校長、教頭、当該教諭やその他の教諭、児童、保護者、PTA役員、新聞記者、官公署担当者の氏名、住所、電話番号、性別、職業（職場）、年齢及び教諭の経歴に係る記載

前記(4) ウで述べたように、このうち、時間割に記載されている部分以外の当該教諭の氏名と年齢、児童や保護者の氏名、住所、電話番号、職業（職場）、PTA役員、新聞記者、島原警察署の担当者の氏名及び教諭の経歴に係る記載は、条例第7条第1号本文に該当し、同条同号ただし書に該当しないので、そのほかの部分について、同条第5号該当性を検討したところ、その部分は、公にされても、学校運営や教育行政の適切な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同条同号に該当しない。

オ 小学校における教諭の校務分掌、島原市教委の担当者の役職、PTA役員のPTAにおける役職、新聞記者が属する新聞社の社名及び支局の名称
前記(4) オで述べたように、このうち、PTA役員のPTAにおける役

職、新聞記者が属する新聞社の支局の名称は、条例第7条第1号本文に該当するので、そのほかの部分について、同条第5号該当性を検討したところ、その部分は、公にされても、学校運営や教育行政の適切な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同条同号に該当しない。

カ 小学校が種々の取り組みや対応を行った日時、時期、行事の名称

これらは、公にされても、学校運営や教育行政の適切な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例第7条第5号に該当しない。

キ 「保護者から電話があった」、「保護者が小学校を訪れた」、「小学校や島原市教委の担当者が家庭訪問した」、「聴き取り調査を行った」等という事実

これらは、公にされても、学校運営や教育行政の適切な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例第7条第5号に該当しない。

ク 小学校の校長、島原市教委による当該教諭やその他の教諭への指導や指示の内容

これらのうち、当該教諭の人格に関するものは、公にされると、今後、学校側が教諭に対する率直な指導やその正確な報告を控える可能性があり、学校運営、教育行政の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第5号に該当する。

しかし、小学校が行った家庭訪問による調査や他の教諭への当該教諭に対する指導の依頼、児童への配慮など当該事案に適切に対応するための学校内の指示は、このような事案が生じた場合に通常予想されるものであり、公にされても、今後、小学校と児童及び保護者の間の信頼関係が損なわれ、学校運営などの事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同条同号に該当しない。

また、このほかの当該教諭等への指導等の内容は、教師として一般的なものであり、公にされても、学校運営などの事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同条同号に該当しない。

ケ 学校側が保護者に個別に回答した内容

これらには、保護者の認識と相違するものがあり、公にされると、保護者と学校側との信頼関係が損なわれるおそれがないとは言えないが、回答が要約されているうえ、双方の認識に隔たりがあることは、すでに開示されており、学校運営や教育行政の適切な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められず、条例第7条第5号に該当しない。

コ 当該事案への対応のために行った教員配置や今後の対応方針

これらは、公にされても、学校運営や教育行政の適切な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例第7条第5号に該当しない。

サ 小学校、島原市教委の担当者等による事情聴取や面談、電話による協議における児童や保護者の発言、保護者からの私信、保護者が質問事項をまとめたメモ

前記(4) サで判断したように、これらのうち、セクハラとされる行為に関する児童や保護者の苦情や意見、児童や保護者の内心、内心が表れている言動、私信、保護者が質問事項をまとめたメモは、条例第7条第1号本文に該当し、同条同号ただし書に該当しないので、そのほかの部分について同条第5号該当性を検討した。

その部分のうち、学校側からの事情聴取に応じて児童や保護者が発言した内容は、一般的にその発言が公にされないであろうという認識のもとに行われたものと考えられ、この認識に反して公にされると、児童等と学校側との信頼関係が損なわれ、今後、児童等からの正確な情報の収集が困難になるなど、学校運営、教育行政の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、同条同号に該当する。

しかし、その部分のうち、児童や保護者が自ら申し出たものについては、一方では、学校運営などにおける苦情や意見に関するものであって、どのような苦情等があったのかを公にすることは、学校側の説明責任の一端を果たすことになると考えられるが、他方、苦情等であっても、発育途上にある児童が申し出たものについて、公にすることには教育上の配慮も必要であると認められるとともに、児童や保護者が申し出た内容をそのまま公にすると、今後、児童や保護者が学校側に対して学校運営などに係る苦情等を申出にくくなるなど、学校側と保護者等との信頼関係を損なうおそれもあると考えられる。

これらのことを勘案すれば、保護者が申し出たもののうち、その内容が詳細に記載されているものは、公にされると、学校側と保護者等との信頼関係が損なわれることによる支障の程度が学校側の説明責任を果たすことによる利益の程度を上回っていると認められ、同条同号に該当するが、申し出の内容が要約のうえ記載されているものは、公にされても、不開示にしなければならないほどの事務遂行上の支障があるとまでは認められず、同条同号に該当しない。

しかし、児童が申し出たものは、たとえ要約されたものであっても、公にされると、児童への影響が懸念され、学校側と児童の間の信頼関係が損なわれることによる支障の程度が学校側の説明責任を果たすことによる利益の程度を上回っていると認められ、同条同号に該当する。

また、保護者の発言内容を記載している部分を示す文書の整理番号は、公にされても、学校運営や教育行政の適切な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同条同号に該当しない。

- シ 小学校の校長、島原市教委の担当者等が当該教諭から事情聴取した内容
当該教諭の行為に対する評価、判断を行うためには、正確な情報を把握する必要があり、そのためには、調査に協力した者の事情聴取における率直な対応が求められる。従って、事情聴取に対して当該教諭が答えた内容は、公開されないことが前提となることはやむを得ないものであって、公にされると、今後、事情聴取に対する率直な協力が得にくくなり、学校運営、教育行政の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められ、条例第7条第5号に該当する。

しかし、事情聴取のために質問した項目や事情聴取の趣旨の説明は、学校側がどのような調査をしたかを示すものであって、学校側の説明責任を考えれば、不開示にしなければならないほどの事務遂行上の支障があるとは認められず、同条同号に該当しない。

- ス 小学校の校長、島原市教委の担当者等がその他の教諭から事情聴取したり、報告を受けた内容

これらのうち、セクハラとされる行為や特定の児童や保護者の発言や様子、うわさについて聴取又は報告されたものは、内容が公開されないであろうという認識のもとに、児童や保護者が学校側の聴取に応じ、他の教諭が校長等の聴取に応じて報告したものである。従って、これらが公にされると、児童等と学校側の間の信頼関係が損なわれ、今後、児童等からの正確な情報の収集が困難になるとともに、その他の教諭の事情聴取に対する率直な協力が得にくくなるなど、学校運営、教育行政の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められ、条例第7条第5号に該当する。

また、当該教諭の職務行為の内容に係るその他の教諭に対する事情聴取の内容も、公開されないことが前提となることはやむを得ないものであって、公にされると、今後、事情聴取に対するその他の教諭の率直な協力が得にくくなり、学校運営等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある

ると認められ、同条同号に該当する。

しかし、事情聴取のために質問した項目は、学校側の説明責任を考えれば、不開示としなければならないほどの事務遂行上の支障があるとは認められず、同条同号に該当しない。

セ 島原市教委と小学校の間で情報伝達した内容

これらは、公にされても、学校運営や教育行政の適切な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例第7条第5号に該当しない。

ソ 当該教諭や児童、保護者、新聞記者、島原警察署の担当者、PTA役員の言動や認識に対する学校側の認識や評価

当該教諭、児童、保護者及びPTA役員の言動や認識に対する学校側の認識や評価は、公にされると、率直な評価やその正確な報告をためらうことも考えられ、学校運営、教育行政の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められ、条例第7条第5号に該当する。

また、学校側の新聞記者や島原警察署の担当者の言動や認識に対する認識は、一方的なものであって、公にされると、学校側と新聞記者等の間の信頼関係が損なわれ、今後、率直な情報交換が行いにくくなるようになり、学校運営などの事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められ、同条同号に該当する。

タ PTA役員会の内容、PTA役員の発言

PTA役員会におけるPTA役員の発言のうち、保護者の苦情や意見に関するものは、公にされると、学校側、PTA役員、保護者の間の信頼関係が損なわれ、PTA役員が率直な発言を控えるようになり、必要な情報交換や打ち合わせができなくなるなど、学校運営、教育行政の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められ、条例第7条第5号に該当する。しかし、それ以外の発言は、PTA役員の当該事案への対応の経過を述べたものであり、学校側の説明責任を考えれば、不開示とするほどの支障があるとは認められず、同条同号に該当しない。

また、そのほかのPTA役員会の内容のうち、PTA役員会が開催された経緯、PTA役員会の経過は、事実が記載されているにすぎず、公にされても、学校運営等に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同条同号に該当しない。

さらに、校長の発言は、校長の立場として一般的なものであり、公にされても、学校運営等に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同条同

号に該当しない。

なお、P T A役員会以外におけるP T A役員の発言のうち、保護者の苦情等に関するものは、公にされると、学校側、P T A役員、保護者の間の信頼関係が損なわれ、保護者やP T A役員が率直な発言を控えるようになり、必要な情報交換や打ち合わせができなくなるなど、学校運営等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、同条同号に該当する。しかし、そのほかの部分は、当該事案に対するP T Aの対応の経過であり、公にされても、学校運営等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同条同号に該当しない。

チ 新聞記者と校長らの面談や電話によるやりとりの内容

これらは、公にされると、学校側と新聞記者の間の信頼関係が損なわれ、今後、報道機関を通じた県民への説明に支障が生じるなど、学校運営、教育行政の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第5号に該当する。

ツ 保護者から訴えられているセクハラとされる行為等に関する小学校の調査の内容

児童や保護者の苦情や意見について調査した内容のうち、双方の認識の隔たりを具体的に説明しているものは、公にされると、児童や保護者が一方的な訴えをなしたとの印象を与える場合があり、そのことにより、児童等と学校側との間の信頼関係が損なわれ、今後、児童等からの正確な情報の収集が困難になるなど、学校側の説明責任を考えると、学校運営、教育行政の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第5号に該当するが、そのほかは、学校側の説明責任を考えると、公にされても、不開示にしなければならないほどの事務遂行上の支障があるとまでは認められず、同条同号に該当しない。

さらに、このほかの部分は、調査した項目や調査の経過、調査の結果についてであって、学校側の説明責任を考えると、不開示にしなければならないほどの事務遂行上の支障があるとは認められず、同条同号に該当しない。

テ 保護者から訴えられているセクハラとされる行為等に関する島原市教委の調査の内容

これらのうち、当該事案への学校側の対応や島原市教委による調査の経緯や経過は、学校側の説明責任を考えると、不開示にしなければならない

ほどの事務遂行上の支障があるとは認められず、条例第7条第5号に該当しない。

しかし、事情聴取のため質問した内容は、詳細に記載されており、公にされると、今後、島原市教委が具体的な内容に踏み込んだ事情聴取がしにくくなったり、事情聴取の担当者からの正確な報告が得られなくなるなど、学校側の説明責任を考えると、学校運営等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、同条同号に該当する。

なお、調査した内容のうち、事情聴取の内容や児童等の発言は、(5) サ、シによる。

ト 小学校の調査の結果に基づき島原市教委が検証した内容

このうち、双方の認識の隔たりを具体的に説明しているものは、公にされると、児童や保護者が一方的な訴えをなしたとの印象を与える場合があり、そのことにより、児童等と学校側との信頼関係が損なわれ、今後、児童等からの正確な情報の収集が困難になるなど、学校側の説明責任を考えると、学校運営、教育行政の事務の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第5号に該当するが、そのほかは、学校側の説明責任を考えると、公にされても、不開示にしなければならないほどの事務遂行上の支障があるとまでは認められず、同条同号に該当しない。

ナ 保護者会における発言、保護者会の経過

保護者会は、保護者と小学校の校長等が参加した会議であり、すべての住民にむけて公開されたものではない。しかしながら、参加した保護者などが他の保護者にその内容を伝えることは可能であるし、学校側が説明責任を果たすべく開催された会議であることから、その内容が公にされても、学校運営、教育行政の事務の適正な遂行に支障を及ぼすとまでは認められず、条例第7条第5号に該当しない。

ニ 中央児童相談所や島原警察署による調査の内容

中央児童相談所による調査の内容は、公にされると、今後、同所が具体的な内容に踏み込んだ事情聴取をしにくくなったり、調査内容が公開されないことを前提として聴取に応じる相手方からの調査への率直な協力が得にくくなるなど、同所の行政運営の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第5号に該当する。

また、島原警察署による調査の内容は、公にされると、今後、学校側が

警察機関と詳細な情報交換をしにくくなることが予想されるなど、学校運営や教育行政の事務や島原警察署の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、同条同号に該当するが、調査への小学校の対応に関するものは、一般的に予想されるものであって、学校運営の事務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、同条同号に該当しない。

ヌ 校長所見のうち、児童や保護者からの訴えを小学校の調査の結果に基づき検証した内容

このうち、双方の認識の隔たりを具体的に説明しているものは、公にされると、児童や保護者が一方的な訴えをなしたとの印象を与える場合があり、そのことにより、児童等と小学校の間の信頼関係が損なわれ、今後、児童等からの正確な情報の収集が困難になるなど、学校側の説明責任を考へても、学校運営、教育行政の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第5号に該当するが、そのほかは、学校側の説明責任を考えると、不開示にしなければならないほどの事務遂行上の支障があるとまでは認められず、同条同号に該当しない。

ネ 校長所見のうち、小学校の調査の結果に基づく学校側の認識や対応

これらは、学校側の謝罪、配慮や指導の事実であり、公にされると、児童及び保護者との間の信頼関係が損なわれるおそれがないとは言えないが、学校側の説明責任を考えると、学校運営、教育行政の事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められず、条例第7条第5号に該当しない。

ノ 調査方法に対する校長の見解

これは、実名を出して調査を行った経緯を述べたものであり、公にされても、学校運営、教育行政の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例第7条第5号に該当しない。

ハ 当該教諭が提出した供述書

当該教諭の行為に対する評価、判断を行うためには、正確な情報を把握する必要があり、そのためには、供述書の作成における率直な心情の吐露が求められるものである。従って、供述書の提出については、内容が公開されないことが前提となることはやむを得ないものであって、公にされると、今後、率直な供述書の作成ができなくなるなど、学校運営、教育行政の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第5号に該当する。

特殊学級に関する文書の不開示部分

ア 文書発出月日及び文書受付月日

これらは、公にされても、学校運営や教育行政の適切な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例第7条第5号に該当しない。

ウ 小学校が種々の取り組みや対応を行った日時、時期

これらは、公にされても、学校運営や教育行政の適切な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、条例第7条第5号に該当しない。

カ 特殊学級の運営に関する陳情の内容、保護者から事情聴取した内容

前記(4)カで述べたように、このうち、特殊学級の児童の学習や生活の様子、特殊学級の運営に関する保護者の内心が表れているものは、条例第7条第1号本文に該当し、同条同号ただし書に該当しないので、そのほかの部分について、同条第5号該当性を検討した。

陳情の内容は、特殊学級の運営などに対する保護者の苦情や意見に関するものであって、どのような苦情等があったかを公にすることは、学校側の説明責任の一端を果たすことにもなると考えられる。他方、苦情等は、そのまま公にされると、児童や保護者が学校運営などに係る苦情等を出しにくくなるなど、保護者と学校側の信頼関係が損なわれるおそれも考えられる。

これらのことを勘案すれば、「陳情書及び聞き取り内容」の欄に記載されている陳情の内容のうち、陳情書の内容がそのまま記載されているものは、開示された場合における支障の程度が学校側の説明責任を果たすことによる利益の程度を上回っていると認められ、同条同号に該当するが、陳情書の内容が要約して記載されているものは、公にされても、不開示にしなければならないほどの事務遂行上の支障があるとは認められず、同条同号に該当しない。

しかし、保護者が学校側の事情聴取に応じて発言した内容は、一般的にその発言が公にされないであろうという認識のもとに行われたものと考えられ、この認識に反して公にされると、学校側と保護者の間の信頼関係が損なわれ、今後、正確な情報の把握が困難になり、学校運営、教育行政の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められ、同条同号に該当する。

キ 小学校や島原市教委の調査の内容

前記(4) キで述べたように、このうち、特殊学級における児童の学習や生活の様子、特殊学級の運営に関する保護者の内心が表れている部分は、条例第7条第1号に該当するので、そのほかの部分について、同条第5号該当性を検討した。

保護者からの訴えに適切に対応するためには、正確な内容の把握に努める必要があり、そのためには、調査に協力する教諭の事情聴取における率直な対応が求められる。従って、事情聴取に対して担当教諭やその他の教諭が答えた内容は、公開されないことが前提となることはやむを得ないのであって、公にされると、今後、事情聴取に対する率直な協力が得にくくなり、学校運営、教育行政の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、同条同号に該当する。

また、保護者が学校側の事情聴取に応じて発言した内容は、一般的にその内容が公にされないであろうという認識のもとに行われたものと考えられ、この認識に反して公にされると、学校側と保護者の間の信頼関係が損なわれ、今後、正確な情報の収集が困難になり、学校運営等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、同条同号に該当する。

しかし、学校の調査の欄に記載されている特殊学級の運営に関する保護者の申出は、公にされると、小学校と児童、保護者の間の信頼関係を損ねるおそれがないとは言えないが、要約されたものであり、学校側の説明責任を考えれば、学校運営などの事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められず、同条同号に該当しない。

さらに、そのほかの部分は、特殊学級の運営に関する保護者からの苦情や意見に対する学校側の対応の経過、特殊学級の運営の経過、事情聴取の趣旨、調査の結果が記載されており、公にされると、小学校と児童、保護者の間の信頼関係を損ねるおそれがないとは言えないが、客観的な表現に留まっており、学校側の説明責任を考えれば、不開示にしなければならないほどの事務遂行上の支障があるとまでは認められず、同条同号に該当しない。

- ク これまでの交流給食の経緯、交流給食等における特殊学級の児童の様子
- 特殊学級の児童の身体の状態、特殊学級の児童の生活や学習の様子に関する部分は、公にされると、小学校による児童の率直な評価やその報告、保護者と学校側の忌憚のない意見交換が控えられ、学校運営、教育行政の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、条例第7条第

5号に該当する。

しかし、その他の部分は、交流給食に関する経緯、交流給食に関する小学校と保護者の見解が要約されたもの、具体的な内容が含まれていない調査項目であり、公にされると、学校側と児童、保護者の間の信頼関係を損ねるおそれがないとは言えないが、客観的な表現に留まっており、学校側の説明責任を考えれば、不開示にしなければならないほどの事務遂行上の支障があるとまでは認められず、同条同号に該当しない。

以上のことから、前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別記のとおりである。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成16年 6月22日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
平成16年 7月 7日	・ 諮問実施機関から理由説明書を受理
平成16年 8月10日	・ 審査請求人から意見書を受理 ・ 審査会（審査）
平成16年10月14日	・ 審査会（実施機関からの意見聴取及び審査）
平成16年11月12日	・ 審査会（審査請求人並びに実施機関からの意見聴取及び審査）
平成16年11月30日	・ 審査会（審査）
平成16年12月14日	・ 審査会（審査）
平成16年12月17日	・ 諮問実施機関から理由説明書（追記）を受理
平成17年 1月13日	・ 審査請求人から理由説明書（追記）に対する意見書を受理
平成17年 2月24日	・ 審査会（審査）
平成17年 3月11日	・ 審査会（審査）
平成17年 3月29日	・ 審査会（審査）
平成17年 4月13日	・ 審査会（審査）
平成17年 5月 9日	・ 審査会（審査）

年 月 日	審 査 経 過
平成17年 6月 1日	・ 審査会（審査）
平成17年 6月22日	・ 審査会（審査）
平成17年 7月 4日	・ 審査会（審査）
平成17年 8月23日	・ 審査会（審査）
平成17年 9月12日	・ 審査会（審査）
平成17年 9月26日	・ 審査会（審査）
平成17年10月31日	・ 審査会（審査）
平成17年11月25日	・ 審査会（審査）
平成17年12月 5日	・ 審査会（審査）
平成18年 1月13日	・ 審査会（審査）
平成18年 2月 6日	・ 審査会（審査）
平成18年 6月 6日	・ 答申

長崎県情報公開審査会委員名簿

(平成17年1月19日まで)

氏名	役職	備考
生野 正剛	長崎大学環境科学部教授	会長
梅本 國和	弁護士	
峠 憲治	長崎新聞社情報メディア室長兼論説委員	
長野 久美子	人権擁護委員	
堀江 憲二	弁護士	会長職務代理者

(平成17年1月20日から)

氏名	役職	備考
生野 正剛	長崎大学環境科学部教授	会長
伊佐 智子	長崎純心大学人文学部現代福祉学科講師	
梅本 國和	弁護士	会長職務代理者
高橋 チヨノ	長崎県新生活運動協議会主幹	
峠 憲治	長崎新聞社情報メディア室長兼論説委員	

別表 1

児童がセクハラとされる行為を児童の担任教諭から受けたと保護者が訴えていることに関する文書の不開示部分について

×：不開示情報に該当しない。
○：不開示情報に該当する。

	実施機関が不開示とした情報	情報公開審査会の判断		
		条例第7条の不開示情報の該当性		結 論
		第1号	第5号	
ア	文書番号、文書発出月日及び文書受付月日	×	×	開示すべき
イ	小学校の校名、校長の公印及び時間割などの小学校を特定又は類推することができる記載	×	×	開示すべき
ウ	小学校の校長、教頭、当該教諭（時間割に記載されているもの）、その他の教諭、島原市教委の教育長や担当者、長崎地方法務局島原支局の担当者の氏名	×	×	開示すべき
	当該教諭の氏名（時間割に記載されているもの以外）と年齢、教諭の経歴に係る記載			不開示は妥当
	島原警察署の担当者の氏名			不開示は妥当
	児童や保護者、PTA役員の氏名、住所、電話番号、職業（職場）			不開示は妥当
	新聞記者の氏名			不開示は妥当
	児童の性別	×	×	開示すべき
エ	学年と組及び学年と組を特定又は類推することができる記載			不開示は妥当
オ	小学校における教諭の校務分掌、島原市教委の担当者の役職	×	×	開示すべき
	PTA役員のPTAにおける役職			不開示は妥当
	新聞記者が属する新聞社の社名	×	×	開示すべき
	新聞記者が属する新聞社の支局の名称			不開示は妥当
カ	小学校が種々の取り組みや対応を行った日時、時期、行事の名称	×	×	開示すべき
キ	「保護者から電話があった」、「保護者が小学校を訪れた」、「小学校や島原市教委の担当者が家庭訪問した」、「聴き取り調査を行った」等という事実	×	×	開示すべき

	実施機関が不開示とした情報	情報公開審査会の判断		
		条例第7条の不開示情報の該当性		結 論
		第1号	第5号	
ク	小学校の校長、島原市教委による当該教諭やその他の教諭への指導や指示の内容			
	当該教諭の人格に関するもの			不開示は妥当
	教師として一般的なもの	×	×	開示すべき
	当該事案に適切に対応するための学校内の指示	×	×	開示すべき
ケ	学校側が保護者に個別に回答した内容			
	セクハラとされる行為に関するもの		×	不開示は妥当
	当該教諭の内心に関するもの		×	不開示は妥当
	当該教諭の職務行為に関するもの	×	×	開示すべき
	学校側の当該事案への対応に関するもの	×	×	開示すべき
	セクハラとされる行為などの内容が具体的に記述されていないもの	×	×	開示すべき
コ	当該事案への対応のために行った教員配置や今後の対応方針	×	×	開示すべき
サ	小学校、島原市教委の担当者等による事情聴取や面談、電話による協議における児童や保護者の発言、保護者からの私信、保護者が質問事項をまとめたメモ			
	セクハラとされる行為に関する児童や保護者の苦情等			不開示は妥当
	児童や保護者の内心や内心が表れている児童や保護者の苦情等			不開示は妥当
	私信			不開示は妥当
	保護者が質問事項をまとめたメモ			不開示は妥当
	学校側からの事情聴取に応じて児童や保護者が発言した苦情等のうち、当該教諭の職務行為や学校側の当該事案への対応に関するもの	×		不開示は妥当

	実施機関が不開示とした情報	情報公開審査会の判断		
		条例第7条の不開示情報の該当性		結 論
		第1号	第5号	
	学校側からの事情聴取に応じて児童や保護者が発言した苦情等のうち、セクハラとされる行為などの内容が具体的に記述されていないもの	×		不開示は妥当
	児童が申し出たもののうち、当該教諭の職務行為に関する児童の苦情等	×		不開示は妥当
	保護者が申し出たもののうち、当該教諭の職務行為や学校側の当該事案への対応に関する保護者の苦情等が詳細に記載されているもの	×		不開示は妥当
	保護者が申し出たもののうち、セクハラとされる行為などの内容が具体的に記述されていないものが詳細に記載されているもの	×		不開示は妥当
	保護者が申し出たもののうち、当該教諭の職務行為や学校側の当該事案への対応に関する保護者の苦情等が要約して記載されているもの	×	×	開示すべき
	保護者が申し出たもののうち、セクハラとされる行為などの内容が具体的に記述されていないものが要約して記載されているもの	×	×	開示すべき
	文書の整理番号	×	×	開示すべき
シ	小学校の校長、島原市教委の担当者等が当該教諭から事情聴取した内容			
	セクハラとされる行為や当該教諭の内心に関する質問した項目		×	不開示は妥当
	セクハラとされる行為や当該教諭の内心に関する当該教諭の回答内容			不開示は妥当
	特定の児童の言動や様子に関する質問した項目		×	不開示は妥当
	特定の児童の言動や様子に関する当該教諭の回答内容			不開示は妥当
	当該教諭の職務行為に関する質問した項目	×	×	開示すべき
	当該教諭の職務行為に関する当該教諭の回答内容	×		不開示は妥当

	実施機関が不開示とした情報	情報公開審査会の判断		
		条例第7条の不開示情報の該当性		結論
		第1号	第5号	
	セクハラとされる行為などの内容が具体的に記述されていない質問した項目	×	×	開示すべき
	セクハラとされる行為などの内容が具体的に記述されていない当該教諭の回答内容	×		不開示は妥当
	事情聴取の趣旨の説明	×	×	開示すべき
ス	小学校の校長、島原市教委の担当者等がその他の教諭から事情聴取したり、報告を受けた内容			
	セクハラとされる行為に関するその他の教諭の報告内容			不開示は妥当
	特定の児童や保護者の発言や様子に関するその他の教諭の報告内容			不開示は妥当
	当該教諭の職務行為に関するその他の教諭の報告内容	×		不開示は妥当
	保護者間のうわさに関するその他の教諭の報告内容	×		不開示は妥当
	セクハラとされる行為などの内容が具体的に記述されていない質問項目	×	×	開示すべき
セ	島原市教委と小学校の間で情報伝達した内容	×	×	開示すべき
ソ	当該教諭や児童、保護者、新聞記者、島原警察署の担当者、PTA役員の言動や認識に対する学校側の認識や評価			不開示は妥当
タ	PTA役員会の内容			
	PTA役員の発言のうち、保護者の苦情等に関するもの			不開示は妥当
	PTA役員の発言のうち、PTAの当該事案への対応の経過	×	×	開示すべき
	校長の発言	×	×	開示すべき
	PTA役員会が開催された経緯、PTA役員会の経過	×	×	開示すべき

	実施機関が不開示とした情報	情報公開審査会の判断		
		条例第7条の不開示情報の該当性		結 論
		第1号	第5号	
	P T A 役員会以外における P T A 役員の発言			
	保護者の苦情等に関するもの			不開示は妥当
	当該事案に対する P T A の対応の経過	×	×	開示すべき
チ	新聞記者と校長らの面談や電話によるやりとりの内容			不開示は妥当
ツ	保護者から訴えられているセクハラとされる行為等に関する小学校の調査の内容			
	セクハラとされる行為に関する児童や保護者の苦情等に係るもの			不開示は妥当
	当該教諭の身体的特徴に係るもの			不開示は妥当
	当該教諭の当該事案に関係のない私的な行動に係るもの			不開示は妥当
	当該教諭の職務行為に関する児童や保護者の苦情等に係るもの（双方の認識の隔たりを具体的に説明している部分を除く）	×	×	開示すべき
	当該教諭の職務行為に関する児童や保護者の苦情等に係るもの（双方の認識の隔たりを具体的に説明している部分に限る）			不開示は妥当
	調査した項目のうち、セクハラとされる行為や児童の内心に関するもの		×	不開示は妥当
	調査した項目のうち、当該教諭の職務行為に関するもの	×	×	開示すべき
	調査した項目のうち、セクハラとされる行為などの内容が具体的に記述されていないもの	×	×	開示すべき
	調査の経過、調査の結果	×	×	開示すべき
テ	保護者から訴えられているセクハラとされる行為等に関する島原市教委の調査の内容			
	当該事案への学校側の対応や島原市教委による調査の経過や経緯	×	×	開示すべき
	事情聴取のために質問した内容のうち、セクハラとされる行為に関する保護者の苦情等が含まれているもの			不開示は妥当

	実施機関が不開示とした情報	情報公開審査会の判断		
		条例第7条の不開示情報の該当性		結 論
		第1号	第5号	
	事情聴取のために質問した内容のうち、当該教諭の職務行為に関する保護者の苦情等に係る質問の内容	×		不開示は妥当
	事情聴取のために質問した内容のうち、セクハラとされる行為などの内容が具体的に記述されていないもの	×		不開示は妥当
ト	小学校の調査の結果に基づき島原市教委が検証した内容			
	セクハラとされる行為に関する児童や保護者の苦情等に係るもの			不開示は妥当
	当該教諭の職務行為に関する児童や保護者の苦情等に係るもの（双方の認識の隔たりを具体的に説明しているものを除く）	×	×	開示すべき
	当該教諭の職務行為に関する児童や保護者の苦情等に係るもの（双方の認識の隔たりを具体的に説明しているものに限る）			不開示は妥当
ナ	保護者会における発言、保護者会の経過			
	セクハラとされる行為に関する保護者の苦情等		×	不開示は妥当
	学校側の対応などに関する保護者の発言	×	×	開示すべき
	当該教諭の発言	×	×	開示すべき
	校長の発言	×	×	開示すべき
	保護者会の経過	×	×	開示すべき
二	中央児童相談所や島原警察署による調査の内容			
	中央児童相談所による調査の内容			不開示は妥当
	島原警察署の調査の内容のうち、保護者の内心に係るもの			不開示は妥当
	島原警察署の調査の内容のうち、セクハラとされる行為などの内容が具体的に記述されていないもの	×		不開示は妥当
	島原警察署の調査への小学校の対応に係るもの	×	×	開示すべき

	実施機関が不開示とした情報	情報公開審査会の判断		
		条例第7条の不開示情報の該当性		結 論
		第1号	第5号	
又	校長所見のうち、児童や保護者からの訴えを小学校の調査の結果に基づき検証した内容			
	セクハラとされる行為や当該教諭の学校外の私的な行動に関する児童や保護者の苦情等に係るもの			不開示は妥当
	当該教諭の職務行為に関する児童や保護者の苦情等に係るもの（双方の認識の隔たりを具体的に説明しているものを除く。）	×	×	開示すべき
	当該教諭の職務行為に関する児童や保護者の苦情等に係るもの（双方の認識の隔たりを具体的に説明しているものに限る。）			不開示は妥当
	検証した結果が客観的に記載されている部分	×	×	開示すべき
ネ	校長所見のうち、小学校の調査の結果に基づく学校側の認識や対応	×	×	開示すべき
ノ	調査方法に対する校長の見解	×	×	開示すべき
ハ	当該教諭が提出した供述書			不開示は妥当
ヒ	児童の欠席の状況や出席簿			不開示は妥当

特殊学級に関する文書の不開示部分について

	実施機関が不開示とした情報	情報公開審査会の判断		
		条例第7条の不開示情報の該当性		結 論
		第1号	第5号	
ア	文書発出月日及び文書受付月日	×	×	開示すべき
イ	小学校の校名、校長の公印及び行事の名称など小学校を特定又は類推することができる記載			不開示は妥当
ウ	小学校が種々の取り組みや対応を行った日時、時期	×	×	開示すべき
エ	児童、保護者及び教諭の氏名			不開示は妥当

	実施機関が不開示とした情報	情報公開審査会の判断		結 論
		条例第7条の不開示情報の該当性		
		第1号	第5号	
オ	児童が属する学年、学級の名称、児童の入学後の経過			不開示は妥当
カ	特殊学級の運営に関する陳情の内容、保護者から事情聴取した内容			
	陳情や事情聴取の内容のうち、特殊学級の児童の学習や生活の様子、特殊学級の運営に関する保護者の内心が表れている苦情等			不開示は妥当
	陳情の内容のうち、特殊学級の運営に関する保護者の苦情等、事実認識で、陳情書の内容がそのまま記載されているもの	×		不開示は妥当
	陳情の内容のうち、特殊学級の運営に関する保護者からの苦情等、事実認識で、陳情書の内容が要約して記載されているもの	×	×	開示すべき
	事情聴取の内容のうち、特殊学級の運営に関する保護者の苦情等、事実認識に係るもの	×		不開示は妥当
キ	小学校や島原市教委の調査の内容			
	特殊学級における児童の学習や生活の様子に係るもの			不開示は妥当
	特殊学級の運営に関する保護者の内心が表れている苦情等に係るもの			不開示は妥当
	保護者が申し出たもののうち、特殊学級の運営に関する保護者の苦情等に係るもの（双方の認識の隔たりを具体的に説明している部分を除く。）	×	×	開示すべき
	保護者が申し出たもののうち、特殊学級の運営に関する保護者の苦情等に係るもの（双方の認識の隔たりを具体的に説明している部分に限る。）		×	不開示は妥当
	学校側の事情聴取に応じて保護者が発言した特殊学級の運営に関する苦情等に係るもの（双方の認識の隔たりを具体的に説明している部分を除く。）	×		不開示は妥当
	学校側の事情聴取に応じて保護者が発言した特殊学級の運営に関する苦情等に係るもの（双方の認識の隔たりを具体的に説明している部分に限る。）			不開示は妥当

	実施機関が不開示とした情報	情報公開審査会の判断		
		条例第7条の不開示情報の該当性		結 論
		第1号	第5号	
	学校側の事情聴取に応じて担当教諭及びその他の教諭が発言した特殊学級の運営に関する事実認識に係るもの（双方の認識の隔たりを具体的に説明している部分を除く。）	×		不開示は妥当
	学校側の事情聴取に応じて担当教諭及びその他の教諭が発言した特殊学級の運営に関する事実認識に係るもの（双方の認識の隔たりを具体的に説明している部分に限る。）			不開示は妥当
	特殊学級の運営の経過	×	×	開示すべき
	保護者からの苦情や意見への学校側の対応の経過	×	×	開示すべき
	事情聴取の趣旨	×	×	開示すべき
	調査の結果	×	×	開示すべき
ク	これまでの交流給食の経緯、交流給食における特殊学級の児童の様子			
	特殊学級の児童の身体の状態			不開示は妥当
	特殊学級における児童の学習や生活の様子			不開示は妥当
	交流給食に関する経緯	×	×	開示すべき
	交流給食に関する学校側と保護者の見解の要約	×	×	開示すべき
	具体的な内容が含まれていない調査項目	×	×	開示すべき
ケ	出席簿			不開示は妥当